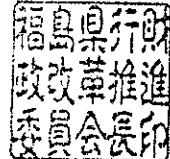


3 行 推 第 4 号

令和 3 年 12 月 13 日

福島県行財政改革推進本部長
福島県知事 内堀 雅雄 様

福島県行財政改革推進委員会
会長 今野 順夫



行財政運営の推進に関する助言について

このたび、県から提示された「行財政改革に係る新たな計画の基本的な考え方」について、復興・創生に向けてより県民の視点に立った実効性のある行財政運営を進める観点から、当委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

記

- 1 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生は、前進した部分はあるものの、復興は道半ばであり、今後も中長期的な対応が必要であることから、引き続き復興・再生を最優先課題とすることが求められる。
- 2 新型コロナウイルス感染症や行政のデジタル変革など、新たな行政需要や大きな状況変化に対応するためにも、多様な主体等との連携・協働や市町村等との連携強化、アウトソーシング等を推進し、県民サービスの向上につなげていくことが求められる。
- 3 計画の進行管理においては、指標の達成状況のみで評価することなく、取組の結果が次につながるよう、適切に行うことが求められる。
- 4 計画の達成に向けては、計画の内容を全庁で共有し、目的や方向性を意識しながら、目標の実現に向けて取組を進めていくことが求められる。
- 5 上記以外の視点として、女性の活躍や幅広い世代の活用、職員の意識改革・能力の向上、メンタルヘルス対策、情報発信の強化などへの配慮、対応等が求められる。